

## 春日市環境審議会市民委員公募要領

### 1 春日市環境審議会の設置目的

本市の環境行政の総合的かつ計画的な推進について調査審議するために設置しています。

### 2 審議事項

環境の保全及び創造に関する基本的かつ重要な事項について審議します。

- 春日市の環境施策について
- 地球温暖化対策実行計画について
- 一般廃棄物処理基本計画について
- 春日市環境報告書について

### 3 委員の構成

学識経験者3人、関係団体等が推薦する者8人、公募市民2人の13人で構成

### 4 開催回数

年間2～3回程度を予定しています。(回数は増える場合あり)

なお、会議時間は2時間程度です。

### 5 申込者の要件

- (1) 令和6年5月1日時点の年齢が18歳以上の市民
- (2) 環境問題について関心を持ち、平日の昼間に開催される当審議会に出席し、積極的な発言をしていただける人
- (3) 令和6年5月1日時点で、2つ以上の春日市の附属機関（審議会など）の委員に委嘱されていない人

### 6 公募人数

2人

### 7 報酬等

報酬6,500円、費用弁償1,000円（会議出席1回当たりの日額）

### 8 任期

令和6年5月1日から令和8年4月30日まで（2年間）

## 9 申込方法及び申込期限

令和6年2月15日（木）までに、次に掲げる書類各1部を環境課に持参、郵送（消印有効）のいずれかの方法で提出してください。なお、受理した提出書類は、理由の如何を問わず返還しません。

(1) 春日市環境審議会市民委員応募用紙

(2) 課題小論文

「春日市域における環境への取り組み」について、下記のテーマから1つ選び記入した1,200字程度のもの。

- ・生物多様性、ワンヘルス
- ・生活騒音、振動など生活環境
- ・地球温暖化対策
- ・ごみの減量や適正処理

※用紙は、応募用原稿用紙（春日市環境審議会市民委員）をご利用ください。

## 10 選考方法及び選考基準

(1) 選考方法は、書類選考とします。

(2) 選考委員会を設置し、委員には次の5人を充てます。

ア. 協働推進部長   イ. 環境課長   ウ. 環境推進担当統括係長  
エ. 生活環境担当課長補佐   オ. ごみ減量担当課長補佐

(3) 選考基準は、環境に関する問題意識、環境問題に対する基本的理解度、熱意、創造性豊かな提案、環境に関する活動実績等とします。

評価項目及び配点は別紙のとおりとし、必要に応じて電話での問い合わせや面接を行う場合があります。

## 11 結果の通知

選考の結果は、令和6年3月下旬までに郵送で通知します。

## 12 申込・問合せ先

春日市 協働推進部 環境課環境推進担当（市役所3階）

〒816-8501 春日市原町3丁目1番地5

TEL：092-584-1111（内線3213）

FAX：092-584-1147

E-mail：kankyo@city.kasuga.fukuoka.jp